生活保護受給者に対する就労支援の あり方に関する研究会(第1回)

平成30年3月16日

資料2

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抄)

平成29年12月15日 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

(生活保護受給者に対する就労支援)

- 〇生活保護受給者に対する就労支援は、平成27年度においては、被保護者就労準備支援事業、被保護者就労支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等の就労支援関連事業の対象者33.9万人のうち、12.1万人が当該事業に参加し、5.5万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%に留まっている。
- ○また、就労支援関連事業への参加率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差があるほか、事業を通じた就労・増収率をみても、最も高い県と低い県との間には、約35%の差がある。このことからすると、地域による取組水準の格差を解消するような運用が必要である。
- 〇さらに、現在、就労支援関連事業の評価は、就労率や増収率を指標として行うことが基本であるが、日常生活自立や社会生活自立も含めた生活保護における「三つの自立」という総合的な観点も重要である。
- 〇このため、就労支援関連事業への参加率や就労・増収率等の向上に向けた好事例の収集・ 分析や、事業の広域的な実施等を推進するとともに、事業評価のあり方についても、就 労・増収率を精緻に分析できるようにするほか、日常生活自立及び社会生活自立も含め た更にきめ細かな評価が可能となるよう検討すべきである。
- 〇また、生活困窮者自立支援制度を入口として、生活保護受給につながった場合に、自立に向けて、両制度が切れ目なく一貫した支援を行うことが重要である。特に、就労支援 関連事業については、両制度で一体的に実施することが可能であり、まずは両制度の研修を一体的に実施するなど、切れ目のない一貫した支援の実現に向けた取組を推進すべきである。